

上場株式の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置  
(所得税と異なる課税方式による市民税・県民税の課税選択)

特定上場株式等の配当所得や上場株式等の譲渡（源泉徴収がある特定口座）に係る所得については、所得税と異なる課税方式により個人住民税を課税することができます。自身での御判断のもと、「申告不要制度の適用・総合課税・分離課税」を選択してください。 ※令和3年分の確定申告書から、個人住民税において、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る所得の全部について源泉分離課税（申告不要）とする場合に、原則、確定申告書の提出のみで申告手続が完結できるよう、個人住民税に係る附記事項が追加されています。なお、一部を源泉分離課税（申告不要）とする場合は、これまでと同様に、個人住民税の申告書を提出する必要があります。

令和6年度（令和5年相当分）より上場株式等の配当所得等については、金融所得課税は所得税と個人住民税が一体として設計されてきたことなどをふまえ、公平性の観点から、課税方式を所得税と一致させることとなります。

●提出期限

原則として、申告期限（令和5年3月15日（水））までに提出してください。ただし、申告期限後であっても、市民税・県民税の納税通知書が送達されるまで提出されたものは有効です。

特別徴収（給与から納める方）は5月11日頃、普通徴収（納付書で納める方、年金から納める方）は6月1日頃発送予定となっています。**納税通知書がすでに送達されている場合は、法令により受け付けることができません。**

●申告方法

次の書類を申告期限までに自身で必要事項を記入の上、御提出ください。

①市民税・県民税申告書（**市民税・県民税では申告不要とする所得を含めずに記載する。**）

②上場株式等の所得に係る市民税・県民税申告不要等申出書

③特定口座年間取引報告書（写し可）

④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除明細書（繰越損失額を翌年に繰り越す申告をする場合）

**添付資料の不足や記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合には、確定申告書の内容で市民税・県民税を課税することがあります。**

●市民税・県民税の源泉徴収税額の記載誤りに御注意ください。

・市民税・県民税でなく所得税の源泉徴収税額を記載していないか

・納付税額でなく還付税額を記載していないか

●特定口座年間取引報告書（一例）

※下記網掛け部分が市民税・県民税（住民税）の源泉徴収税額です。また、取り扱い金融機関により様式が異なりますので御注意ください。

< 譲渡所得に係る年間取引損益及び源泉徴収税額等 >

譲渡区分	譲渡の対価の額 (収入金額)	取得費及び譲渡に 要した費用の額等	差引金額（譲渡 所得等の金額）
上場分			
特定信用分			
合計			
源泉徴収税額 (所得税)		株式等譲渡所得 割額（住民税）	外国所得税の額

< 配当等の額及び源泉徴収税額等 >

種類	配当等の額	源泉徴収所得税	配当割額（住民税）
株式、出資又は基金			
特定株式投資信託			
(中略)			
合計			
譲渡損失の金額			
譲渡損失の金額			
差引金額			
納付税額			
還付税額			

令和5年度（令和4年相当分）

上場株式等の所得に係る市民税・県民税申告不要等申出書

下記の注意事項及び裏面「上場株式の配当所得等に係る個人住民税の課税方式の選択に係る所要の措置（所得税と異なる課税方式による市民税・県民税の課税選択）」に記載の事項について、同意いたしましたので所得税と異なる課税方式を選択し、市民税・県民税申告書にて申告した内容で課税されることを申し出ます。

（住 所）平塚市	
（氏 名）	（電話番号）

【注意事項】

- 対象となる上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等については、所得税15.315%（復興特別所得税分含む）と市民税・県民税5%の合計20.315%の税率であらかじめ源泉徴収（特別徴収）されているものとなります（所得税20.42%を源泉徴収されているものは市民税・県民税が源泉徴収されていないため対象ではありません）。
- 申告内容に記載誤りなどがあり、上場株式等の所得と判断がつかない場合は、確定申告書の内容で市民税・県民税を課税することがあります。
- 申告不要を選択した場合、配当割額・株式等譲渡所得割額の控除・還付はありません。

●確定申告した（予定含む）すべての上場株式等の所得

			市民税・県民税の 源泉徴収税額
上場株式の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

●市民税・県民税で申告する内容（1又は2に○をつけてください）

- 1 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、市民税・県民税では申告しない。※確定申告書の個人住民税に係る附記事項で選択している場合はこの申出書の提出不要。
- 2 上記の確定申告した（予定含む）上場株式等の所得について、市民税・県民税では次の所得とする。（例：確定申告で分離課税として申告した配当所得を市民税・県民税では総合課税として申告する場合）

			市民税・県民税の 源泉徴収税額
上場株式の配当所得等	総合課税分	円	円
	分離課税分	円	円
上場株式等の譲渡所得等		円	円

※譲渡損失の繰越控除額がある場合は、別紙「上場株式等に係る繰越控除明細書」も提出してください。